## 広島県告示第百四十六号

通知の内容を庄原市役所の掲示場に掲示した。 法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、 から受けたが、森林所有者の所在が不分明なため、同法第三十三条の三において準用する同 三条第一項の規定によって、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十 同法第百八十九条の規定によって、

令和六年二月二十二日

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者(登記簿上の所有者)の氏名

岸 福美河口 智章	
石田 純子	
	庄原书西城田 食里写力月丑四丑三
	<b>ビ泵村可找丁泉矛針大月丘四丘三</b>
安井 ミツェ	庄原市西城町八鳥字大シデ五一八三
福留 茂富	
桑原 甲成	
	月原計西坂町 プ唇字 哆三角 パミぐ
	三京ラ百龙丁フ屋子 型三角ノ三)
立目 隆宣	
稲田 穂実吉	
立目 惠津子	<b>ビ京庁可成丁尺屋字前三角し二六の二</b>
廣	
目目	庄原市西城町大屋字畑ケ谷山七一二の二
立目 惠津子	庄原市西城町大屋字畑ケ谷山七○八の五
目	
	上の1○1○1 日本日本国大国共国第三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十
立目 隆宣	庄原市西城町大屋字畑ケ谷山七〇六
立目 惠津子	庄原市西城町大屋字立目乙七〇四
の原本	所 在 場 所
所有者(登記簿上の所有者)	

庄原市口和町字谷中山五五○○の四 宗	庄原市西城町小鳥原字椀谷五三二九の三四 岩	庄原市高野町高暮字本高暮山五二八一の一五七   奥	上原市高野町高暮字高暮山五二八一の三〇 イル イン・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・	高	店中 黒 溝畑 河   市西城町三坂字岩祖五〇一二の一							石	高	庄原市西城町三坂字永金向五○○七の一									可													
宗教法人 本宮神社	岩津 好夫	田和訓	糸賀 豊徳 小野 広昭	橋卓三	藤光宜		中良介	· 崎 マスヱ	. 生 . 隆敏	(A) 英一	生 富美榮	福美	.口 智章	田 純子	橋卓三	藤 光宜		[口 秀樹	中 良介	.崎 マスヱ	子虎雄	生 隆敏	(A) 英一	生。	. 口 .	日 純子	橋卓三	藤 光宜	木 愛子	[口 秀樹	中 良介	崎 マスヱ	子 虎雉 ———————————————————————————————————	· E · S · S · S · S · S · S · S · S · S	(A) 医主义 (C) 医主义 (C) 医主义 (C) 医主义 (C) 医主义 (C)	. 111 b 111) A/1)

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種変更しない。

に備え置いて縦覧に供する。)(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所、次のとおりとする。